ロ　被共済資格者が法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員である場合には、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに同号ロに規定する中小漁業者の営む当該漁業に係る全員非操業年（当該中小漁業者のいずれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。）又は全員異常操業年（当該中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。）でない年が三年以上ないこと。

二　第二号漁業（令第五条第二項第二号に掲げる漁業（以下「定置漁業」という。）を除く。）に属する漁業の種類（釣りによつてぶりをとることを目的とする飼付漁業（以下「ぶり飼付漁業」という。）を除く。）に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、次に掲げるとおりとする。

イ・ロ　（略）

三　ぶり飼付漁業に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、次に掲げるとおりとする。

イ　（略）

ロ　被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体である場合には、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちにその構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年又は全員異常操業年でない年が四年以上ないこと。

四　定置漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに当該被共済資格者による同位置定置漁業（当該共済契約に係る定置漁業とその漁場の位置その他の基本的な操業の条件又はその方法をおおむね同じくする定置漁業をいう。以下同じ。）の操業が行われた年（被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員のいずれかが当該同位置定置漁業の操業を行つた年。第六号において同じ。）がないこと。

五　特定養殖業に属する養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに当該被共済資格者の営む当該養殖業に係る非操業年又は異常操業年でない年がないこと。

六　二以上の漁業の種類を一括して対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに当該被共済資格者の営む当該漁業（当該漁業に第四号に規定する漁業が含まれる場合にあつては同位置定置漁業）に係る非操業年（被共済資格者の営む当該漁業のいずれかの漁業の操業が行われなかつた年をいう。）、異常操業年、全員非操業年（被共済資格者が法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者のいずれもが、同項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員のいずれもが当該漁業のいずれかの漁業の操業を行わなかつた年をいう。）又は全員異常操業年（第一号ロに規定する全員異常操業年及び第二号ロに規定する全員異常操業年をいう。）でない年が三年（当該漁業にぶり飼付漁業が含まれる場合にあつては四年）以上ないこと。

ロ　被共済資格者が法第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員である場合には、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに同号ロに規定する中小漁業者の営む当該漁業に係る全員非操業年（当該中小漁業者のいずれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。）又は全員異常操業年（当該中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。）でない年が三年以上ないとき。

二　第二号漁業のうち釣りによつてぶりをとることを目的とする飼付漁業（以下「ぶり飼付漁業」という。）及び令第六条第二号に掲げる漁業（以下「定置漁業」という。）以外の漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、次に掲げるとおりとする。

イ・ロ　（略）

三　ぶり飼付漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、次に掲げるとおりとする。

イ　（略）

ロ　被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体である場合には、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちにその構成員の営む当該漁業に係る全員非操業年又は全員異常操業年でない年が二年以上ないこと。

四　定置漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに当該被共済資格者による同位置定置漁業（当該共済契約に係る定置漁業とその漁場の位置その他の基本的な操業の条件又はその方法をおおむね同じくする定置漁業をいう。以下同じ。）の操業が行われた年（被共済資格者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員のいずれかが当該同位置定置漁業の操業を行つた年）がないこと。

五　特定養殖共済の共済契約にあつては、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに当該被共済資格者（法第百二十五条の三第一項の被共済資格者をいう。以下この号において同じ。）の営む当該養殖業に係る非操業年（被共済資格者の営む当該特定養殖業の養殖が行われなかつた年をいう。）又は異常操業年（被共済資格者の営む当該特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法が当該共済契約に係る特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。）でない年がないこと。

（新設）